



宮 崎 県 公 報

令和5年12月14日(木曜日) 第466号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○公営企業の業務の状況の公表……………(財政課) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定……………(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更(2件)……………(“ ”) 1	
○保安林の指定(3件)……………(自然環境課) 2	
訓 令	

○賠償等審査会規程の一部を改正する訓令……………(物品管理調達課) 2	
公 告	
○土地改良区の役員の住所変更の届出……………(農村整備課) 3	
○公共測量の実施の通知(2件)……………(管理課) 3	
○公共測量の終了の通知……………(“ ”) 3	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………3	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………4	

告 示

宮崎県告示第 868号

地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の令和5年度上半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 869号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
大牟田 正幸 鍼灸キャベツ畑	小林市細野 436番地2	令和5年9月27日

宮崎県告示第 870号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
早田 雅博 訪問マッサージ ハートナー日向	日向市上町1丁目47番地

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市上町2-14	日向市上町1丁目47番地	令和5年7月18日

宮崎県告示第 871号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
椎葉 ひろみ 訪問マッサージ ハートナー日向	日向市上町1丁目47番地

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
日向市上町2-14	日向市上町1丁目47番地	令和5年7月18日

宮崎県告示第 872号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字下大谷丙 326-94
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 873号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾八重1868-286（次の図に示す部分に限る。）、1868-23、1868-25、1868-27、1868-70、1868-73、1868-80、1868-92、1868-95、1868-106、1868-155、1868-178、1868-258、1868-267、1868-269、1868-271、1868-283、1868-284、1868-290

- 、1898-15、1898-35
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 874号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 串間市大字西方字糺ヶ字戸 411-1、414-29、414-31
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字糺ヶ字戸 411-1・414-29・414-31（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

訓 令

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第10号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
警 察 本 部
労 働 委 員 会 事 務 局
監 査 事 務 局
県 議 会 事 務 局

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令

賠償等審査会規程 (平成19年訓令第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 職員の賠償等に関する次の事項を審査するため、賠償等審査会 (以下「審査会」という。) を置く。</p> <p>(1) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 243条の2の2に規定する職員の賠償責任に関する事項 (損害の有無及び額、事故に係る職員並びに故意又は過失の有無の審査に限る。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(審査会の庶務)</p> <p>第7条 審査会の庶務は、会計管理局物品管理調達課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる事項に関するものについては、当該各号に掲げる課が処理するものとする。</p> <p>(1) 第1条第1号に規定する事項のうち、現金及び有価証券並びに地方自治法第 243条の2の2第1項各号に掲げる行為に関するもの 会計管理局会計課</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 職員の賠償等に関する次の事項を審査するため、賠償等審査会 (以下「審査会」という。) を置く。</p> <p>(1) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 243条の2の8に規定する職員の賠償責任に関する事項 (損害の有無及び額、事故に係る職員並びに故意又は過失の有無の審査に限る。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(審査会の庶務)</p> <p>第7条 審査会の庶務は、会計管理局物品管理調達課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる事項に関するものについては、当該各号に掲げる課が処理するものとする。</p> <p>(1) 第1条第1号に規定する事項のうち、現金及び有価証券並びに地方自治法第 243条の2の8第1項各号に掲げる行為に関するもの 会計管理局会計課</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、尾鈴土地改良区 (川南町) の役員の仕事変更について次のとおり届出があった。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 変更前

役 名	氏 名	住 所
理 事	河 野 正 和	児湯郡都農町大字川北4874番地2

2 変更後

役 名	氏 名	住 所
理 事	河 野 正 和	児湯郡都農町大字川北 13541番地1

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (U A V写真測量)

2 作業地域

宮崎県えびの市大字坂元

3 作業期間

令和5年11月27日から令和6年3月25日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業地域

宮崎県西諸県郡高原町 (県宮後川内地区土橋換地区)

3 作業期間

令和5年11月21日から令和6年3月25日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県北部港湾事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (路線測量)

2 作業地域

宮崎県延岡市土々呂町

3 作業終了日

令和5年11月27日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) 第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得

た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和5年12月1日現在次のとおりである。

令和5年12月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,721人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	210,752人

宮崎県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和5年12月1日現在次のとおりである。

令和5年12月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	110,210人
都城市選挙区	44,170人
延岡市選挙区	32,799人
日南市選挙区	13,989人
小林市・西諸県郡選挙区	14,568人
日向市選挙区	16,410人
串間市選挙区	4,744人
西都市・西米良村選挙区	8,392人
えびの市選挙区	5,037人
北諸県郡選挙区	6,824人
東諸県郡選挙区	7,203人
児湯郡選挙区	18,453人
東臼杵郡選挙区	7,376人
西臼杵郡選挙区	5,165人